



にいけいビジネスクラブ事務局
〒950-3325 新潟市北区白新町 2-1-2
有限会社にいがた経済新聞社内
TEL:025(282)5633 FAX:025(33)4918

にいけいビジネスクラブ会則

第1条 (名称)

本会は、「にいけいビジネスクラブ」と称する。

第2条 (目的)

本会は、企業経営に有益なセミナー、視察および会員相互の交流機会の提供を通して、会員企業の経営の発展に資することを目的とする。

第3条 (組織)

- (1) 本会の運営を行なう事務局は、有限会社にいがた経済新聞社内に置く。
- (2) 本会には次の役員を置く。

- 1、会長
- 2、事務局長
- 3、会計監事

第4条 (活動)

本会は第2条の目的達成のため、企業経営に有益なセミナーや視察、会員交流会の開催、その他これらに類する有益な活動を行なう。

第5条 (総会)

- (1) 総会は原則、年1回開催する。なお、インターネットもしくは書面による開催も可とする。
- (2) 以下を総会への報告事項とする。
 - 1、前年度の決算
 - 2、役員の変更
 - 3、その他事務局が必要と認めた事項

第6条 (会員)

- (1) 本会の会員は、にいがた経済新聞を定期購読する法人、団体、個人などとする。
- (2) 会員資格は、定期購読の期間中とする。

第7条 (会費等)

- (1) 会費は、にいがた経済新聞の定期購読料以外にはかからないものとする。
- (2) 懇親会などの参加費は実費が必要となる。

第8条 (会則の改正)

本会則の改正、変更は事務局の定めるところによるものとし、その効力は全ての会員に及ぶものとする。

付則1 本会則は平成29年6月1日より実施する。